

次期（第5次）益城町行政改革大綱 策定方針

1 行政改革の必要性

本町においては、平成7年度、平成15年度、平成21年度、平成26年度の「行政改革大綱」及び平成18年度の「集中改革プラン」を基に、住民サービスの向上と効率的・効果的な行政運営を図ることを目的として行政改革に取り組んで参りました。

この間、給与の適正化による人件費の抑制、養護老人ホームの売却、使用料等の受益者負担の見直し、ふるさと納税の実施、事務事業の見直しなどによる財政の健全化に努めるとともに、公共施設への指定管理者制度の導入、窓口業務の民間委託など官民連携の推進に取り組んで参りました。

しかし、平成28年熊本地震により町の状況は一変し、今まで築き上げてきた貴重な財産・資源などが一瞬のうちに失われてしまいました。

現在本町では、職員一丸となって「完全復興」に向けて復旧・復興事業に取り組んでおり、平成26年度に策定した行政改革大綱の推進も中断せざるを得ない状況となりました。このようなことから、第4次行政改革大綱の推進期間の終期である平成30年度を、令和3年度まで延長したところです。

今後、復旧・復興には多額の費用が必要であり、国や県からの財政支援を受けても、なお厳しい財政状況が確実視されるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により、本町を取り巻く社会経済情勢が今後も厳しくなることが予想されます。

このような状況を踏まえ、今後の行政改革の指針となる「次期（第5次）行政改革大綱（以下「次期大綱」という。）を、新たな課題を見据えながら、本年度（令和2年度）から策定作業に入り令和3年度中に策定し、自立型の自治体への変革に向け、成果志向や住民との協働を基調とした更なる行政運営の改革の推進を図って参ります。

2 行政改革の基本的な考え方

本町が将来にわたって「自立した自治体」として持続的・自立的に発展していくための行財政基盤を構築するため、新たな課題を見据えながら慣例にとらわれない新しい発想で町の業務全般について見直し、自らが大胆かつ抜本的な行政改革に取り組みます。

具体的には、次期大綱については、新しい生活様式・働き方を踏まえた実効性を伴った計画とし、特に具体的な取り組みを示した実施計画に重きを置いた計画策定を目指します。

3 次期大綱の策定に当たって考慮すべき事項

《震災からの復旧・復興》

平成28年熊本地震により甚大な被害を受けた本町にとって、「完全な復旧」と更なる発展に繋がる「創造的復興」は成し遂げなければならない課題で、現在、職員一丸となって取り組んでいます。

しかし、本町の人的資源も限りがあり、新型コロナウイルス感染症への対応など新たな課題に取り組みながら、復旧・復興を進めるには組織の見直しを含む人的資源の適切な活用などにより、スピード感を持って事業を展開する必要があります。

《人口減少と財政の健全化》

本町は、少子高齢化の進展や平成28年熊本地震の影響による人口減少に直面しており、国立社会保障・人口問題研究所が公表した本町の人口は、2045年には28,000人を下回ると予想されています。この人口減少対策は、喫緊の課題だといえます。

また、財政面においては、生産年齢人口の減少に伴う税収の落ち込みが予想されるとともに、高齢化の進展に伴う社会保障関係費の増加、平成28年熊本地震に伴う復旧・復興事業費及び公債費の増加などにより、財政的に厳しい状況が続くことが予想され、更なる財政の健全化が求められます。

《新型コロナウイルス感染症への対応》

新型コロナウイルス感染症は、本町においても感染者が発生し全国的にも多くの感染者が発生しており、社会経済活動に大きな影を落とすとともに、日常生活においても大きな変化が求められています。

このような状況下において、行政として新しい生活様式・働き方などへの時代に呼応した対策が必要であり、ICTを活用した非対面行政サービス、場所や時間を有効に活用する柔軟な働き方への業務改革が求められています。

《スマート自治体への転換》

人口減少や少子高齢化の進展による社会構造の変化、また労働力人口の減少に起因する「2040年問題（※1）」は、本町の将来のまちづくりを考える上で、大きな課題となります。

そのような中、本格的な人口減少社会や労働力人口の減少を迎えても、持続的な行政サービスを提供し、住民福祉の水準を維持していくため、「スマート自治体（※2）」への転換を図る必要があります。

※1「2040年問題」とは、

団塊ジュニア世代（1971～1974年生まれ）が65歳以上になり、高齢者人口がピークになるとされる年で、現役世代の急減により、介護・福祉における人手不足、社会保障費のさらなる増大が懸念されている問題です。

国立社会保障・人口問題研究所によると、2040年に日本の人口は約1億1000万人となり、「1人の高齢者を1.5人の現役世代で支える」かたちとなることが予想されています。

※2「スマート自治体」とは、

総務省「地方自治体における業務プロセス・システムの標準化及びAI・ロボティクスの活用に関する研究会」によれば、次のとおり定義されています。

- ① 人口減少が深刻化しても持続可能なかたちで行政サービスを提供し続け、住民福祉の水準を維持する自治体
- ② 職員を事務作業から解放し、職員でなければならない、より価値のある業務に注力する自治体
- ③ ベテラン職員の経験をAI等に蓄積・代替することで団体の規模・能力や職員の経験年数に関わらずミスなく事務処理を行える自治体

4 次期大綱が目指す重点目標

次期大綱は、これまで実施してきた行政改革を継続するとともに、新型コロナウイルス感染症の対策として「新しい生活様式・働き方改革」に対応するため、次の項目を重点目標として策定します。

重点目標 1 財源基盤の強化・自主財源の確保

中長期にわたり健全な財政を維持し、震災からの「完全復興」を果たすとともに、住民ニーズに呼応した住民サービスを安定して提供するため、財政基盤の強化や積極的な自主財源の確保を図ります。

重点目標 2 機能的かつ柔軟な組織づくり・人的資源の最適化

住民ニーズの多様化により増大する行政需要や、人口減少・少子高齢化、新型コロナウイルス感染症の影響による社会情勢の変化に柔軟に対応するため、職員的能力・意欲の向上を図るための人材育成に取り組むとともに、機能的かつ柔軟な組織づくりを図ります。

重点目標 3 行政のデジタル化の推進・徹底した事務事業の見直し

社会経済の様々な分野において、ICTは更なる進展が期待され、自治体においても業務の効率化や住民サービスの向上を図る上からも、その活用の重要性は増してきています。

自治体として本来担うべき機能が発揮できる自治体へと転換を図るため、「スマート自治体」への転換をめざし職場等へのデジタル化を進めるとともに、現行の事務事業の見直しについても積極的に進めます。

重点目標 4 多様な主体が活躍する協働のまちづくりの推進

公共サービスの更なる向上を図るため、住民、まちづくり協議会、民間事業者、大学などとの幅広い連携を更に進め、多様な主体が活躍する協働のまちづくりを推進します。

5 次期大綱の位置付け

行政改革大綱は、益城町総合計画を着実に推進し、必要な経営資源（①ヒト ②モノ ③カネ ④情報）の最適化を図る計画で、行政自らの将来の姿を示す指針となるもので、総合計画とも連動した本町のまちづくりにおいても重要な計画となります。

そのため、次期大綱は、社会情勢の変化に柔軟に対応できるよう基本方針となる大綱と具体的な取組を示した実施計画との二層構造で構成することとします。

6 計画期間

次期大綱の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

7 計画策定体制

(1) 諮問機関

ア 行政改革推進委員会（外部組織：町政について優れた職見を有する者8人以内）
町長の諮問に応じ、次期大綱の策定について広く調査及び審議し、町長に答申します。

(2) 庁内検討組織

ア 行政改革推進本部（庁内機関：町長、副町長、教育長、審議監及び各課長で組織）
次期大綱の策定に必要な事項の調査・検討を行うとともに、行政改革推進

委員会の答申の審議を行い、次期大綱決定の最終判断を行います。

イ 行政改革策定プロジェクトチーム（庁内機関：役場職員で組織）
次期大綱の調査、検討及び原案作成を行います。

益城町行政改革大綱策定推進体制

